

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(水質基準に関する省令の廃止)

第二条 水質基準に関する省令(平成四年厚生省令第六十九号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 平成十七年三月三十一日までの間は、表四十五の項中、「有機物(全有機炭素TOC)の量」とあるのは、「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」と、「五mg/l」とあるのは、「一〇mg/l」とする。

2 この省令の施行の際現に布設されている水道により供給される水に係る表四十一の項及び四十二の項に掲げる基準については、平成十九年三月三十一日までの間は、これらの項中、「〇・〇〇〇〇mg/l」とあるのは、「〇・〇〇〇〇二mg/l」とする。

告示

○金融庁告示第二十九号

法務省 昭和三十九年勅令第四百九号(昭和三十九年四月九日)第一条第一項第四号(同令第十二条において準用する場合を含む。)の規定による会社を次のように指定する。

平成十五年五月三十日 金融庁長官 高木 祥吉

法務大臣 森山 眞弓

債券の名称 登録機関の名称
ブルームウンテン特定目的会社 株式会社新生銀行
(適格機関投資家限定)

シンキ株式会社第十五回無担保社債(少数数投資家向け) 同

ロウニン・プロパティズ特定目的会社第一回一般担保付特定社債(少数数投資家限定) 同

オリックス株式会社第七十七回無担保社債(社債間限定) 株式会社あおぞら銀行

順位特約付) 同

ダイヤモンドリース株式会社第二十六回無担保社債(社債間限定) 同

三菱地所株式会社第六十四回無担保社債(担保提供制限等財務上特約無) 株式会社東京三菱銀行

株式会社ニッポン第四回無担保社債(株式会社東京三菱銀行保証付) 同

株式会社三菱第二回無担保社債(株式会社東京三菱銀行保証付) 同

協和電機株式会社第二回無担保社債(株式会社東京三菱銀行保証付) 同

三菱銀行(東京信用保証協会共同保証付) 同

同 同

同 同

同 同

サンコレック株式会社第二回無担保社債(株式会社東京三菱銀行・大阪府中小企業信用保証協会共同保証付) 同

三菱地所株式会社第六十五回無担保社債(担保提供制限等財務上特約無) 同

第七回日本政策投資銀行債券 同

三菱商事株式会社第五十二回期前償還条項付無担保社債(担保提供制限等財務上特約無) 同

進和テック株式会社第二回無担保社債(株式会社東京三菱銀行保証付) 同

株式会社花園万頭第二回無担保社債(株式会社東京三菱銀行保証付) 同

株式会社山根工務店第二回無担保社債(株式会社東京三菱銀行・神奈川県信用保証協会共同保証付) 同

株式会社才力モトヤ第一回無担保社債(株式会社東京三菱銀行・東京信用保証協会共同保証付) 同

光陽産業株式会社第二回無担保社債(株式会社東京三菱銀行・東京信用保証協会共同保証付) 同

三菱商事株式会社第五十三回無担保社債(担保提供制限等財務上特約無) 同

三菱地所株式会社第六十六回無担保社債(担保提供制限等財務上特約無) 同

株式会社たのや第二回無担保社債(福島信用金庫・福島県信用保証協会共同保証付) 信金中央金庫

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

大成建設株式会社第二十一回無担保社債(社債間限定) 同

東日本旅客鉄道株式会社第二十五回無担保社債(社債間限定) 同

東日本旅客鉄道株式会社第二十六回無担保社債(社債間限定) 同

清水建設株式会社第六回無担保社債(社債間限定) 同

株式会社グラスパートナー第一回無担保社債 同

ビッグテクノス株式会社第一回無担保社債 同

伊藤忠商事株式会社第三十四回無担保社債(社債間限定) 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

株式会社インダテック第一回無担保社債(株式会社UFJ銀行保証付) 同

株式会社エムシー第一回無担保社債(株式会社UFJ銀行・徳島県信用保証協会共同保証付) 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同